

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年4月23日（平成30年（行情）諮問第201号）

答申日：平成30年10月30日（平成30年度（行情）答申第296号）

事件名：特定日の判決書（高松矯正管区保有）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1の（1）ないし（3）に掲げる文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1、文書2、文書4、文書5及び文書6（以下、順に「文書1」、「文書2」、「文書4」、「文書5」及び「文書6」といい、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月25日付け高松発第989号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、「原処分の一部を取り消し、取消しを求める不開示部分及び開示脱落部分の開示を命じる」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 受付第32号（本件開示請求の受理番号を指す。以下同じ。）及び第33号の各判決書は、民事訴訟法91条の規定により同法92条1項の適用を受けない部分の閲覧を誰もが請求し閲覧できるため、法5条1号ただし書イに該当するため、職員の氏名部分を含め同条の規定により「開示しなければならない。」文書（情報）である。

イ 受付第32号及び第33号の各文書の「職員の氏名」、受付第35号及び第36号の文書の「（職員の）印影」、これらは、親のコネで入庁した者以外の通常の「矯正行政に貢献したい」との意思で刑事施設職員試験を受けた「一般の刑事施設職員は、自己の氏名が不

開示情報となることを知らずにつまり名札を付けた市役所等の職員同様に扱われると考えていた上で、適正に職務を遂行する意志を持って自ら入庁してきている」ため、不作為によって「職務上の氏名」（＝仮名）を用いらずに、不開示規定の法5条6号及び4号に該当する情報と扱ったことは、失当且つ不当でまた甚大な誤りであることは明らかである。

また、「閉鎖空間」と「匿名」という2大犯罪誘発要因により、「むしろ公にしないことで特定刑事施設Aでの明らかになっただけでも3名の被収容者への虐待・虐殺事件以後も毎年断たない匿名下級刑事施設職員による不当言動や特別公務員暴行陵虐罪等を招き、適正な職務の執行が行われなくし、またその結果として、匿名下級刑事施設職員から不当対応や侮辱・暴行（挙骨）でよくいじめられていた特定個人元特定刑事施設B被収容者をただの虚言癖のあるカツアゲ犯から精神医学でいう「負の連鎖」で凶悪化させ、出所後に特定場所の少年少女殺害事件をおこさせる等して社会の人達の身体・生命・財産を脅かしている」（それは、毎年犯罪発生率は減っているのに再犯率は逆に上がっていることから明らかである）ため、法5条1号ただし書口又は法7条の規定により開示すべきであったことは明らかである。

ウ 受付40号の文書の「勤務年数」，「現任庁在職期間」，「前任庁等」は，①職員がどれ位の期間刑事施設職員としてや現在の職務を遂行しているか及びどういった職務を遂行してきたかの「職務遂行に係る情報」であり，②また，それらを基準にした条件をクリアしていることを各階級や役職に昇任・任用することと定められているため明確に「現在の職務遂行と不可分の情報」であり，③判例によって，本件にはない懲戒記録を除きこれらを「職務遂行と不可分の情報」認定されている」。これらから，法5条1号ただし書ハに該当することは明らかであるため，同条の規定により「開示しなければならない。」文書（情報）である。

エ 受付40号の文書内の「様式12（8）不服申立ての現状」が，直近4年間分の作成が義務付けられている「平成25年～28年分が存在するはずであるのに平成28年分のみしか開示していない」ため，不開示決定すらせずに開示しなかった原処分が違法であることは明らかである。

（2）意見書

ア 本件審査請求の対象（不開示を不服とする部分）

諮問庁がすでに不開示処分の誤りを認めている部分を除いて説明すると，要は「職員の氏名」と「幹部職員名簿の不開示部分」である。

イ 不開示規定非該当性

(ア) まず、諮問庁は理由説明書（下記第3を指す。）の2（1）ウの部分で、要するに「民事訴訟法91条1項の規定による「何人も、訴訟記録の閲覧を請求することができる」とされている情報は、法5条1号ただし書イの「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない」と述べているが、法令の規定により公にされる又はすでにされている情報が法5条1号ただし書イの規定により不開示とできない情報であることは明らかである。

(イ) 次に、諮問庁は要するに「職員の氏名を開示した場合、職員が職務に消極的になる」としているが、法律による行政の原理及び複数の判例上「公務」とは憲法・条約・法律・省令等・訓令等・通達・内規等の優先順位でそれぞれ定められていることに則り行う職務であり、換言すれば、公務員の「行う様に定められていることを守る」「行ってはならないと定められていることを守る」職務のみが公務であるため、閉鎖空間で優位な立場での匿名性によりそれら両公務が一部不適正な職員によって行われていないことが問題であるのと同様、氏名が開示されたことで「職務が消極的に」なりそれら両公務を全力で行わなくなったとすれば、それは国家公務員法96条1項や101条1項の規定による「職員は、職務の遂行に当っては、“その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い”、“全力を挙げてこれに専念しなければならない”」との義務に背くものである。故に、仮にかかる「消極的職務」により行うべき職務を行わず行ってはならない行為が行われて保安事故等が発生するおそれが生ずるとすれば、それはかかる公務員の違法行為（＝判例上「公務ではない」とされる行為）によりじゃっ起されたものである。そしてそのおそれは、例えば「加虐し好性の有無」や「自他の尊重心の有無」等の”関係職務に問題となる性格の適正考査を行わずに公務員を採用”している人事が原因であり、事実、適正に職務を行っている職員は姓も名も名乗りながらも必要な時は怒鳴って注意できている一方、”姓すらも隠したがる職員は鉄格子越しの時は「刑務官の職務執行に関する訓令」の保安原則（18）に違反した馬鹿丸出しの言動で「わめき散らす」が、工場等では逆に「違反行為を察知又は現認した場合は、速やかに必要な措置を執る」との行わなければならない職務を行わない”（私が「被収容者の生活の安全を守る義務上、必要な措置を執るべき」と求めても行わない）のであるから、このことから、施設の規律等の維持へのおそれが生ずるとしてもそれは「行うべき等の職務を把握したり行

わない職員」及び「職務を怠る職員を採用している人事」が原因であることは明らかであり、法5条の6号・4号に該当せず不開示とできない情報であることは明らかである。

なお、匿名希望者が恐れるのは「報復」等ではなく「上司等への違法職務の報告」を行われることである。

- (ウ) 加えて、不法行為者が自ら招いた「本人及び家族が不当な攻撃を受ける等のおそれ」を氏名不開示の理由とするならば、「おそれ」ではなく現実に被害が生じている刑事事件の被疑者・被告人等の氏名も非公開とすべきであるが、実際には氏名はおろか年齢や住所等を全国にさらしているのであるから、憲法14条が保障する差別取扱禁止上、著しく失当且つ違法な取扱いであることは明らかである。

ウ 法5条1号ただし書ハ及びロへの該当性

- (ア) まず、諮問庁の理由説明が、私の審査請求理由の(3)の部分の理由に対し例えば(1)の部分の理由に対しての様な”否定を一切行っていないことから、否定できない故に否定していない”ことは明らかであるが、再度簡潔に述べると、”「年齢」、「勤務年数」等は昇任や任用の条件として定められている為「官名」「職名」と不可分一体的に『その職務遂行に係る情報』”であり、(職務遂行に係る情報であっても係る公務員個人の権利利益を害する情報とされた「懲戒記録」を除き、) “裁判でも過去の勤務記録も同勤務を経て現職務に就いている以上現在の職務遂行に係る情報に該当するとして不開示処分を取り消されている(=既判力が生じている)”ため、ただし書ハへの該当性は明らかである。

- (イ) 次に、「匿名性による犯罪の増加」及び「閉鎖空間での悪質な有意者による犯罪の増加」や「虐待による負の連鎖による犯罪」はこの国及び海外の統計からも明らかであり、精神分析学等上その仕組みもとうに明らかとなっているところ、閉鎖空間で匿名性と優位性を利用した刑事施設職員から過剰な「抑圧」を生じさせられた被収容者が出所後に「e s sの暴走」による凶悪犯罪を起こすことは「おそれ」ではなく現実に多発しており、”犯罪者凶悪化工場となっている特定刑事施設Bを出所した元はただの気弱なカツアゲ強盗犯だった特定人が起こした特定場所の少年少女殺害事件等から社会の人の生命等を保護するため”にも、刑事施設の目的は「施設内の特別権力関係等の維持」ではなく「社会の人や秩序等の維持」であり前者を優先し社会の人の生命等を危殆下にさらすことは本末転倒であることから、前述の”過剰な抑圧によるe s sの暴走での凶悪犯罪防止、過剰な抑圧を生じさせる刑事施設職員の違法言動の温床となっている匿名性を失す必要がある”ことは明らかであり、法

5条1号ただし書口に該当することは明らかである。

エ よって、本件対象文書が全て開示すべきであったことは明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、平成29年10月25日付け高管発第989号行政文書開示決定通知書により、別紙の2に掲げる行政文書の一部開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、別紙の2に掲げる文書のうち、文書1、2、4、5及び6（本件対象文書）に記録された「矯正施設又は矯正管区で勤務する職員の氏名又は印影」（文書1、2、4、5及び6（当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書6の不開示部分には当該氏名又は印影は含まれておらず、この点は誤記であるとのことである。））並びに「勤務年数」、「現在任庁在職期間」及び「前任庁等」（文書6）の一部を不開示としたことについて、原処分の取消しを求めるほか、本件対象文書のうち、文書6に含まれる特定されなかった文書の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性及び特定した行政文書の妥当性について検討する。

2 各不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 矯正施設又は矯正管区で勤務する職員の氏名又は印影について

ア 矯正施設又は矯正管区に勤務する職員の氏名等が不開示情報に該当すること

矯正施設においては、刑事施設被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられ、また、少年施設では、少年院出院後に更生して社会生活を送る少年に関し、当該少年が入院前に所属していた集団の関係者で、当該少年と再び交流を持とうとする者や、当該少年と敵対関係にあり、報復を企てようとする者が、少年院に対し、当該少年の居所等を教えるよう脅迫めいた電話をかけてきたり、少年院の周辺に集合し大声を発するなどといった事案が少なからず見受けられるところである。

矯正施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇や被収容少年に対する教育、施設の適正な管理運営上の観点から不可欠であるところ、職員の氏名を開示した場合、上記のような不当な要求や攻撃、暴力等が特定の職員に対してなされることも十分に考えられる。そして、こうしたことを懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障

が生ずるなど、矯正施設に勤務する職員の氏名は、法5条6号に該当し、また、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれが否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから、同条4号にも該当する。

矯正管区に勤務する職員は、定期的に矯正施設に異動して勤務することが想定されること、また、矯正施設の被収容者からなされる不服申立て等について、その当否を検討しているところ、当該検討結果が被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるのが現状であること、さらに、元被収容者を名乗る者を始めとする様々な者からの苦情処理を頻繁に行っていること等を踏まえると、矯正管区に勤務する職員についても、上記で述べたのと同様の事情が存することは明らかである。

そして、不開示とされた氏名は、文書1(5)の一部不開示とした部分のうち別紙の3に掲げる開示すべき部分を除き、いずれも国立印刷局編「職員録」(以下「職員録」という。)(平成27年度から平成29年度まで)に掲載されていない者に係るものであることから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは前述のとおりである。そして、この結果として、矯正施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、また、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当し、不開示とすることが相当である。

イ 文書1(5)の一部不開示とした部分について、別紙の4に掲げる開示すべき部分については、職員録(平成27年度)に掲載されている職員であることを確認したことから、開示とすることが相当である。

ウ 文書1及び文書2について、審査請求人は、「各判決書は、民事訴訟法91条の規定により同法92条1項の適用を受けない部分の閲覧を誰もが請求し閲覧できる為、法5条1号ただし書イに該当するため、職員の氏名部分を含め同条の規定により「開示しなければならない。」文書(情報)である。」と主張するところ、訴訟記録については、民事訴訟法91条等の規定に基づく閲覧制度があるが、当該閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟に記録された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表

することが許されているものと解することはできないことから、法5条1号ただし書イに該当するものとは認められない。

(2) 「勤務年数」、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」について

文書6のうち、「様式2(1)概要ア」には、幹部職員名簿が記載されているところ、当該職員名簿は、「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄から構成されている表であり、当該表は、各行ごとに一体として特定の個人を識別することができる情報により構成されていることから、法5条1号本文前段に該当するものと認められる。

また、本件不開示部分の法5条1号ただし書の該当性を検討すると、本件不開示部分は各職員の経歴に関する情報等であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、公務員が行政機関等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、本件不開示部分(ただし、下記4のとおり開示すべき部分を除く。)は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し、法6条2項に基づく部分開示をすることもできない。

なお、特定刑事施設Bの所長については、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」の各欄の記載を開示しているが、これは官報に人事異動の情報が掲載され、公にされているためである。

3 特定した行政文書の妥当性について

文書6について、審査請求人は、上記第2の2(1)エにおいて、「受付40号の文書内の「様式12(8)不服申立ての現状」が、直近4年間の作成が義務付けられているため“平成25年～28年分が存在するはずであるのに平成28年分のみしか開示していない”ため、不開示決定させずに開示しなかった本件不開示が違法であることは明らかである。」と主張するところ、処分庁において特定した文書6に含まれている「様式12(8)不服申立ての現状」(平成28年7月25日現在)に係る文書の確認したところ、当該文書の(注)1には、「対象期間は最近4年間とし、各年ごとに作成すること。」と記載されていた。

処分庁に対し、文書6に含まれている「様式12(8)不服申立ての現状」に係る文書について、平成25年から同27年分の情報が記載されている文書の保有状況を確認したところ、特定刑事施設Bにおいて保有していることが判明したことから、文書6に含まれている「様式12(8)不服申立ての現状」に係る文書(平成25年から同27年分)について、改めて開示決定等することが相当であると判断した。

- 4 以上のとおり，本件対象文書における不開示部分（ただし，文書1（5）の一部不開示とした部分のうち，別紙の4に掲げる諮問庁が開示すべきとする部分を除く。）について，法5条1号，4号及び6号に規定する不開示情報に該当するとした処分庁の判断は妥当であるが，文書1（5）の一部不開示とした部分のうち，別紙の4に掲げる部分については開示すること，文書6について，特定されなかった本件開示請求の対象文書については，改めて開示決定等を行うことが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年4月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月14日 | 審議 |
| ④ | 同年6月1日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年10月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

処分庁は，文書1（本件請求文書1の関係），文書2（前同），文書4（本件請求文書2の関係），文書5（前同）及び文書6（本件請求文書3の関係）（本件対象文書1）につき，その一部が法5条1号，4号及び6号に該当するとして，当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，本件対象文書のうち，文書1，文書2，文書4及び文書5につき，不開示とされた矯正施設及び矯正管区で勤務する職員の氏名及び印影を，文書6につき，不開示とされた特定刑事施設Bに勤務する職員の勤務年数，現任庁在職期間，前任庁等を開示するよう求めるとともに，文書6については，平成25年から平成28年分が存在するはずである旨主張しているところ，諮問庁は，文書6について，本件対象文書2を特定し，これにつき，改めて開示決定等を行うことが相当であり，また，文書1（5）の一部不開示とされた部分のうち，別紙の4に掲げる部分については開示することが相当であるが，その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）については原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は，上記第3の3のとおり，本件対象文書2が文書6に含まれていて，これが特定刑事施設Bに保有されていることが判明した旨説明しているところ，この説明を左右するような事情はない。

したがって，文書6に含まれる本件対象文書2についても，これを追加

して特定し、改めて開示決定等をすべきであるが、その外に本件請求文書 3 に該当する文書が存在することをうかがわせる事情はないことから、特定刑事施設 B において、文書 6 の外に本件請求文書 3 に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 職員の氏名及び印影（以下「氏名等」という。）に係る不開示維持部分の不開示情報該当性について（文書 1，文書 2，文書 4 及び文書 5 の関係）

ア 標記の不開示維持部分には、高松矯正管区及び特定刑事施設 B で勤務する職員の氏名等が記載されていると認められる。

イ 矯正施設で勤務する職員の職務の性質等に照らすと、矯正施設の職員の氏名等を公にした場合、矯正施設の被収容者やその関係者から不当な要求や攻撃、暴力等が特定の職員に対してなされることも十分に考えられ、こうしたことを懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招くおそれは相当程度高くなる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

また、矯正管区で勤務する職員については、定期的に矯正施設に異動して勤務することが想定されること、また、矯正施設の被収容者からなされる不服申立て等について、その当否を検討しているところ、当該検討結果が被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるのが現状であること、さらに、元被収容者を名乗る者を始めとする様々な者からの苦情処理を頻繁に行っていること等を踏まえると、矯正管区で勤務する職員についても、上記と同様の事情が存する旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

そうすると、矯正施設及び矯正管区で勤務する職員の氏名等を公にすると、上記のとおり、職員が職務に消極的になるなどし、施設の士気の低下を招くおそれが高まると認められることから、標記の不開示維持部分を公にすると、当該刑事施設及び矯正管区における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ なお、当審査会事務局職員をして職員録（平成 27 年版ないし平成 29 年版）を確認させたところ、不開示維持部分に記載された職員の氏名は、いずれも当該職員録に掲載されていないと認められる。

エ したがって、標記の不開示維持部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 4 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 特定刑事施設 B に勤務する職員の勤務年数、現任庁在職期間、前任庁等に係る不開示維持部分の不開示情報該当性について（文書 6 の関係）

ア 法 5 条 1 号本文前段該当性について

文書6は、特定刑事施設Bに勤務する幹部職員の「職名」，「官名」，「氏名」，「年齢」，「勤務年数」，「現任庁在職期間」，「前任庁等」及び「備考」の各欄から構成される表形式の文書であり，そのうち，所長については，「年齢」及び「勤務年数」の各欄の記載が開示とされ，その余の幹部職員については，「年齢」，「勤務年数」，「現任庁在職期間」，「前任庁等」及び「備考」の各欄の記載が開示とされていると認められるところ，これらの情報は，その各行ごとに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

標記の開示維持部分に記載されている情報は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とはいえないから，法5条1号ただし書イに該当せず，また，同号ただし書ロに該当する事情は認められず，さらに，当該情報は，当該職員の公務員としての職務遂行に係る情報であるとは認められないから，同号ただし書ハにも該当しない。

ウ 法6条2項による部分開示について

標記の開示維持部分は，「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当するから，部分開示をする余地もない。

エ したがって，標記の開示維持部分は，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書1を特定し，その一部を法5条1号，4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について，諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し，開示決定等をすべきとしていることについては，特定刑事施設Bにおいて，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書2を追加して特定し，開示決定等をすべきとしていることは妥当であり，本件対象文書1につき，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁が同条1号，4号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分については，同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので，同条4号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

- (1) 平成27年度・28年度の、管区内の矯正施設における処分等に対する民事・行政訴訟の判決書が分かる文書。(本件請求文書1)
- (2) 特定刑事施設Bの「作業報奨金の成績等による加算運用の扱いの定め」及び「各工場毎の加算運用に偏りがなにか等を確認することとの職務上必要な別紙の空欄を埋めれる最新の記録」これらが分かる文書。(本件請求文書2)
- (3) 廃止となった「施設概況の集中管理等について」で定められていた刑事施設の施設概況作成要領表の2, 4, 5, 6項の内容と同一の、最新の特定刑事施設Bの内容が分かる文書。(本件請求文書3)

2 原処分で一部開示決定された文書

文書1 受付第32号(本件請求文書1の関係)(本件対象文書1)

- (1) 平成27年5月22日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (2) 平成27年6月25日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (3) 平成27年9月3日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (4) 平成27年9月16日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (5) 平成28年1月19日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (6) 平成28年1月21日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (7) 平成28年2月2日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (8) 平成28年3月15日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (9) 平成28年3月23日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)

文書2 受付第33号(本件請求文書1の関係)(本件対象文書1)

- (1) 平成28年10月25日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (2) 平成28年10月31日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)
- (3) 平成29年3月24日 判決書の冒頭4枚分(特定矯正管区保有)

文書3 受付第34号(本件請求文書2の関係)

平成27年9月29日付け達示第19号「特定刑事施設B作業報奨金に関する細則の制定について」(特定刑事施設B保有)

文書4 受付第35号(本件請求文書2の関係)(本件対象文書1)

作業実施報告(平成29年4月分)(特定刑事施設B保有)

文書5 受付第36号(本件請求文書2の関係)(本件対象文書1)

日課表(平成29年4月分)(特定刑事施設B保有)

文書6 受付第40号(本件請求文書3の関係)(本件対象文書1)

平成28年度 監査資料(特定刑事施設B保有)

3 諮問庁が追加して特定すべきとする文書（本件対象文書2）

「様式12（8）不服申立ての現状」に係る文書（平成25年から同27年分）（特定刑事施設B保有）

4 諮問庁が開示すべきとする部分

文書1 受付第32号

（5）平成28年1月19日 判決書の冒頭4枚分（特定矯正管区保有）

3ページ 21行目 4文字目から6文字目まで，18文字目

3ページ 22行目 11文字目